

議案第18号

つくば市防災会議条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年2月22日

つくば市長 市原 健一

つくば市防災会議条例の一部を改正する条例

つくば市防災会議条例（平成3年つくば市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じてつくば市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「36人」を「40人」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「教育長」を「教育委員会の教育長」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) つくば市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
第3条第5項に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第3条第6項中「前項第7号に規定する」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。